

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助制度について

(平成28年度改正 一般住宅用)

1 趣旨

町が目指す環境負荷の少ない資源循環型社会の実現に向けて、新エネルギーの普及促進を目指し、新エネルギーシステムを導入する方に設置費の一部を助成する。

2 補助対象となる新エネルギーシステム及び補助金額

太陽光発電システム

住宅の屋根等へ設置した、太陽光エネルギーを電気に変換するシステムで、電力会社と電気受給契約を締結するもの（最大出力10kw未満）。

補助金額	1kwあたり10万円（上限4kw、40万円） ※千円未満切捨て
計算例	(1) 住宅に最大出力3.248kwのシステムを導入した場合 最大出力3.248kwを小数点第3位で四捨五入する。 $3.25\text{kw} \times 100,000\text{円} = 325,000\text{円}$ → <u>補助金額 325,000円</u> (2) 住宅に最大出力8.50kwの設備を導入した場合 上限4.00kw $\times 100,000\text{円}$ → <u>補助金額 400,000円</u>

太陽熱利用システム

住宅の屋根等への設置に適した、不凍液などの集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム

補助金額	補助対象経費の10分の1以内の額（上限8万円） ※千円未満切捨て
計算例	(1) 対象経費が600,000円の場合 $600,000\text{円} \times 1/10 = 60,000\text{円}$ → <u>補助金額 60,000円</u> (2) 対象経費が1,300,000円の場合 $1,300,000\text{円} \times 1/10 = 130,000\text{円}$ → <u>補助金額 80,000円</u>

3 補助対象となる方

次の要件をすべて満たす方とします。なお、補助金の交付は1人につき1回限りです。

- (1) 自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅にシステムを設置する方
- (2) 町税等を完納している方
- (3) 以前に同一の種類の機器に対する町の補助金、交付金その他これに類する者の交付を受けていない方。
- (4) 申請年度又は前年度に電力事業者と電力受給契約締結した方（太陽光発電システムに限る）

4 受付期間

申請年度の3月31日までとする。

5 予定助成件数

太陽光発電システム・・・・・・・・75件程度（平成28年度総額）

6 補助金交付に係る手続

申請

申請には次の書類が必要です。持参又は郵送により提出してください。

- (1) 檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) システム設置報告書（様式第2号）
- (3) システムの設置状況を確認できる写真（写真台紙）
- (4) システムの設置費に係る領収書の写し
 - ※ 設置費の内訳が明記されているものが必要（工事請負契約書のコピーも可）
 - ※ 補助対象経費以外を含んでいる場合は、補助対象経費がわかるように内訳を記載
- (5) システムの形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (6) システムを設置する住宅の位置図
- (7) 住民票の写し
- (8) 建物所有者の機器設置に係る承諾書（当該建物の所有権を有しない占有者が申請する場合に限る）
- (9) 電力事業者との電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムに限る）
- (10) 単線結線図の写し（太陽光発電システムに限る）
- (11) 町税を滞納していないことを証した納税証明書
- (12) 確約書（申請者の住所が檜葉町以外の場合に限る）

検査、交付決定

申請書類に不備がない場合は、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付します。

補助金の支払

請求にあたって、次の書類を提出していただき、指定する口座へ補助金を交付します。

- (1) 檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付請求書（様式第4号）
- (2) 振込口座通帳の写し

7 事業実施にあたっての注意事項

- (1) 太陽光発電システムの最大出力は、kw 単位、小数点第 3 位を四捨五入します。
- (2) 補助金額は、千円未満切捨てとなります。
- (3) 補助で設置したシステムを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている年数内に処分する場合は、処分承認申請書（様式第 5 号）を提出する必要があります。
- (4) 事業実施後、システムの利用状況等や各種調査への協力を依頼する場合があります。
- (5) 各種様式については、町ホームページからもダウンロードできます。

8 写真撮影にあたっての注意事項

- (1) 写真はシステムの設置状況が明確に分かる位置から撮影してください。
- (2) 設置したシステムの近景写真と、設置した住宅の全体が写る遠景写真の 2 種類を、写真台紙に貼り付けてください。
- (3) 写真は L 版（8.9cm×12.7cm）程度の大きさとしてください。
- (4) デジタルカメラで提出用の写真を撮影する場合は、高解像度のものを使用し、システム等が鮮明に把握できる写真としてください。
- (5) 太陽光発電システムの場合、(2)のほかにモジュール、パワーコンディショナー、電力メーター、接続箱、カラーモニター写真の提出が必要です。

9 問合せ先及び提出先

檜葉町役場 復興推進課 まちづくり係

〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地の 6

電話 0240-25-2111

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助申請フロー

